

横浜市若年がん患者の在宅療養支援助成制度のご案内

横浜市では、40歳未満のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活ができるよう、在宅サービス利用料の一部を助成（償還払）し、患者さんとその家族の負担を軽減する助成制度を実施しています。

○助成を受けられることができる方

横浜市に住民票がある40歳未満の方で、「介護保険の第2号被保険者が、がんにより介護保険サービスを利用できる状態」と同等である、と医師が判断した方

○助成の内容

- 在宅で生活するために必要な医療・福祉サービス（ただし、保険適用のものを除く）
身体介護、生活援助、訪問入浴介護、短期入所生活介護
通院等乗降介助及び通院等のためのタクシー利用
その他在宅療養を行うにあたり必要となるサービス
- 福祉用具・介護用品の貸与または購入等
（福祉用具の搬入・搬出に係る経費及び消耗品を含みます。ただし、食品は除きます。）
例：車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、
体位変換器、腰掛便座、入浴補助用具、歩行補助つえ など

※事業所の指定などはありません。（どの事業所のサービスでも対象です）

※他の制度で同様の助成を受けられることができる場合は、サービス等の利用経費からその助成額を除いた額が対象です。

※上記以外のもので対象かどうか不明なものは、お問合せください。

○助成額

- 1か月あたりのサービス利用料に対し上限6万円を基準とし、サービス利用料等の9割相当額（10円未満切り捨て）を助成します。

※いったんは、全額負担していただきます。また、横浜市からの助成額は最大で1か月あたり5万4千円です。助成額を上回る利用料等については、ご本人の負担になります。

- 原則として、申請書に記載していただく「利用開始（予定）日」以降のサービス利用料等が助成の対象となります。

裏面あり

○申請方法について

「若年がん患者の在宅療養支援事業助成申請書」に必要事項を記入して、「若年がん患者の在宅療養支援事業にかかる意見書」を添えて、申込先まで郵送でお送りください。

★申請に必要な書類

- ・若年がん患者の在宅療養支援事業助成申請書
- ・若年がん患者の在宅療養支援事業にかかる意見書（主治医意見書）
※意見書の作成料は助成の対象外です。

○助成申請の流れ

- ① 助成申請（申請者→横浜市）
申請書、意見書を下記申込先へ郵送してください。
- ② 助成決定通知書の送付（横浜市→申請者）
請求に関するご案内も一緒にお送りします。
- ③ サービスの利用開始、サービス事業者等へサービス利用料（購入費）の支払い（申請者）
- ④ 助成金の請求（申請者→横浜市）
請求書等の必要書類を下記申込先へ郵送してください。
（1か月単位で複数回ご請求いただくことも、数か月分まとめてご請求いただくことも可能です。）
- ⑤ 支払額通知書の送付（横浜市→申請者）
④でご提出いただいた請求書の内容を確認し、実際にお支払いする金額をお知らせします。
- ⑥ 助成金の支払い（横浜市→申請者）
請求書に御記入いただいた口座に助成額をお支払いします。（口座振込）

<申込先>

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市医療局がん・疾病対策課

TEL：045-671-2721 FAX：045-664-3851

e-mail：ir-shinsei@city.yokohama.jp